

令和3年度 事業計画書

公益財団法人暴力追放高知県民センター

令和3年度 事業計画書

公益財団法人暴力追放高知県民センター（以下「センター」という。）の活動事業の周知徹底を図り、住民本位のサービスを提供するため次に掲げる公益目的事業を積極的に推進する。

1 犯罪被害者支援事業（公益目的事業1）

（1）暴力団員による不当な行為に関する暴力追放相談事業（定款第4条第3号該当事業）

ア 暴力団員に関する困り事相談の「駆け込み寺」として、センターの相談活動の充実強化に努める。

イ 日本司法支援センター（法テラス）、県警察本部・警察署等、他の相談機関と連携し、相談者の立場に立った相談事業に努める。

ウ 高知弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）及び県警察本部の協力を受け、毎月第2・第4木曜日に実施している特別相談（無料法律相談）活動をセンターの最重要事業と位置づけ、相談内容に応じた助言指導により相談者等の被害防止と救済に努める。

エ 出張特別相談については、宿毛市、室戸市の2ヶ所として、民暴委員会及び県警察本部の協力を受け実施する。

オ インターネットによる相談活動及び相談電話（フリーダイヤル）については、ホームページや機関誌「暴追センターだより」等により周知し、その活用を図る。

カ 暴力追放相談委員の相談技能の向上

全国暴力追放運動推進センター主催の相談委員研修会に参加し、暴力追放相談委員の知識・技能の向上に努める。

キ 民事介入暴力事案対策協議会（以下「民暴研究会」という。）の開催

（ア）センターが事務局となり、2ヶ月に1回開催している民暴研究会において、4者間（民暴委員会、県警察本部、高知地方検察庁及びセンター）の情報交換及び民事介入暴力事案の対応要領の研鑽に努める。

（イ）暴力団員等の絡む民事介入暴力事案は、積極的に民暴研究会の議題に取り上げ、4者がそれぞれの立場で協力して民事介入暴力事案の早期解決と抑止に努める。

（ウ）みかじめ料等縁切り同盟による暴力団員からのみかじめ料等の不当要求を拒否する運動を積極的に支援する。

（2）暴力団員の不当な行為による被害者救援・被害者支援基金貸付事業（定款第4条第9号該当事業）

ア 暴力団員の不当な行為による人的被害及び物的被害に対して見舞金を支給する。

イ 暴力団を対象とした民事訴訟に対し、訴訟費用の無利子貸付を行い、これを

支援する。

ウ 被害者支援基金に該当しないヤミ金融被害者等に対しては、被害者支援基金を活用し保護救済に努める。

被害者支援基金の活用枠を民暴委員会が訴訟対応する事案に拡大して保護救済に努める。

(3) 暴力団対策法に基づく暴力団事務所使用差止請求関係事業（定款第4条第6号該当事業）

ア 国家公安委員会から適格団体として認定を受けた暴力団事務所使用差止請求関係事業を迅速的確に行うため、県警察本部・警察署、民暴委員会及び高知県暴力排除運動推進連合会等との連携強化に努める。

イ 指定暴力団等の事務所の付近住民等による暴力団事務所使用差止請求の委託に関する相談を迅速的確に受理するため、あらゆる事業活動を通じて積極的な広報啓発を行い本事業の周知に努める。

2 犯罪防止事業(公益目的事業2)

(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発活動事業（定款第4条第1号該当事業）

ア 広報資料の作成配布

暴力団追放のパンフレット、チラシ等を活用した広報啓発活動を積極的に行う。パンフレット、チラシ等の資料作成に当たっては、本県暴力団情勢に即した資料を作成し効果的な広報活動を行う。

イ 広報用視聴覚教材の利用促進

センターが保有する広報用DVD(27演題)の無料貸出しを積極的に行い、暴力団排除意識の高揚に努める。

ウ 機関誌「暴追センターだより」を活用した広報啓発活動

機関誌「暴追センターだより」の作成に当たっては、県警察本部の協力を得て、暴力団の実態、高知県暴力団排除条例等を掲載するなど内容の充実に努め、各種研修会、講習会等において配布する。

エ テレビ、新聞等報道機関の積極的活用

センターが関係機関や各地域・職域の暴力団排除団体等と連携して行う暴排活動、イベント等については、報道機関に対して素材提供を積極的に行うとともに、自治体・団体発行の広報用機関誌(紙)を活用した広報啓発に努める。

オ ホームページの活用

不当要求防止責任者講習、無料法律相談、各種貸付制度等のセンター事業について広く県民に周知させるため、その内容を工夫するとともに事業計画(報告)書、収支予算(決算)書等を公表する。

カ 暴力追放高知・県市民総決起大会の開催

暴力追放高知市民会議と共同で開催する暴力追放高知・県市民総決起大会を県市民参加型のイベントとするため、県警察本部・警察署、民暴委員会、自治

体及び暴力追放運動に携わる地域・職域団体との連携を図る。

- (2) 民間の暴力団排除活動に対する支援事業(定款第4条第2号・第8号該当事業)
- ア 大規模公共工事における暴力団等反社会的勢力からの不当要求防止対策に取り組んでいる「高知河川国道事務所管内工事における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会」、「高知地区・南海トラフ地震対策事業等における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会」、「直轄高知港海岸整備事業における暴力団等排除対策連絡会」等に対して、情報共有、相談受理等の支援を積極的に行い暴力団等反社会的勢力からの不当要求の防止を図る。
 - イ 暴力団等反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいる高知県企業防衛連絡協議会、高知県建設業暴力追放対策協議会、高知県銀行協会警察連絡協議会、高知県宅地建物取引業暴力団等排除推進協議会、高知県ゴルフ場暴力追放協議会等の暴力団排除活動を積極的に支援するとともに、不当要求情報管理機関である日本証券業協会の証券保安対策支援センターとの連携を強化し、その業務を支援する。
 - ウ みかじめ料等縁切り同盟の充実拡大を図るため、県警察本部・警察署及び民暴委員会と連携して支援を強化する。
 - エ 地域、職域等の暴力団排除団体の各種会合に積極的に参加し、「暴力追放3ない運動プラス1」の実践を働きかけるとともに、センター事業に対して理解と協力を呼びかける。
 - オ 地域、職域等の暴力団排除団体の暴排活動に対する支援・助成事業として、県警察本部・警察署と連携を図り、各種活動への参加及び助成金の交付、情報提供等を行う。
 - カ 賛助会員及び不当要求防止責任者講習の受講者等に対し、暴力団等排除に資する素材をタイムリーに提供し、企業等の暴力団排除活動を積極的に支援する。
- (3) 暴力団離脱支援事業(定款第4条第5号該当事業)
- ア 「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定(35都府県の暴力団離脱・社会復帰対策協議会による広域連携協定)」を積極的に運用する。
 - イ 「高知県暴力団離脱・社会復帰対策協議会(平成24年2月設立・現在11機関：高知県、高知市、公共職業安定所、保護観察所、刑務所、少年鑑別所、高知地方検察庁、保護司会連合会、高知市生活支援相談センター、県警察本部、センター)」の活性化を図り、暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するため、会員相互の情報共有を図る。
 - ウ 暴力団から離脱した者の社会復帰・定着を促進するため、社会復帰アドバイザーと連携して暴力団から離脱した者を雇用する意思を有する事業者の拡充とともに、社会復帰に必要な社会環境の醸成及びフォローアップ体制の拡充を図る。
 - エ 高知刑務所において、離脱意思を有する暴力団受刑者に対する離脱指導を実

施し、暴力団からの離脱を促進する。

オ センターに設置している暴力団離脱相談電話の活用を図るとともに、高知刑務所、高知県保護司連合会等と連携し、暴力団から離脱する意思のある者を積極的に支援する。

(4) 少年に対する暴力団の影響を排除する少年指導委員研修事業（定款第4条第4号・第10号該当事業）

ア 暴力団の勧誘や脱退妨害等を受けている少年に対する暴力団の影響を排除する活動に必要な知識技能の向上を図るため、少年指導委員に対して暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態等を内容とする研修会を開催し、協力体制の確立を図る。

イ 少年が関係する暴力相談について、県警察本部、少年補導員連絡協議会等関係団体と連携して的確な保護対策に努める。

(5) 暴力団対策調査研究等事業（定款第4条第11号該当事業）

ア 公刊資料の活用及び関係機関・団体との連携を図り、各種情報の収集整備に努める。

イ 日本弁護士連合会民暴委員会等が主催する全国規模及び四国管内の暴力団対策研修会等に参加するとともに、全国暴力追放運動推進センター主催の会議、研修に参加して新たな暴排手法の研鑽を図る。

ウ 暴力団事務所使用差止請求及び暴力団事務所撤去への的確に対応するため、暴力追放モニター、暴力団事務所の周辺住民等の人格権・生活権への影響等について実態調査を行う。

エ 不当要求防止責任者講習の受講者に対する暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為の調査を行い、その被害実態を把握するとともに、その結果を不当要求防止対策に反映させる。

3 不当要求防止責任者講習事業（公益目的事業3）

(1) 不当要求防止責任者講習の受講促進（定款第4条第7号該当事業）

不当要求防止責任者講習は、暴力団からの不当要求の排除、その他暴力団排除活動を推進するうえで極めて重要であることから、各種会議等あらゆる機会を通じて広報を行うとともに、講習計画を暴追センターだより及びホームページへ掲載するなど周知を図る。

(2) 講習内容の充実（定款第4条第7号該当事業）

DVD等の視聴覚教材の活用により受講者の求める内容を盛り込んだ講習を実施するなど講習内容の充実に努める。

また、民暴委員会と連携し、民暴委員による高知県暴力団排除条例等の講義を取り入れるなど暴力団排除意識の高揚に努める。

(3) 公務員に対する講習の強化（定款第4条第7号該当事業）

公務員を対象とした行政対象暴力事案に対応するため、国、県及び市町村に対して不当要求防止責任者講習の受講を積極的に呼びかける。

(4) 不当要求対応要領等研修会への参加促進（定款第4条第7号該当事業）

不当要求防止責任者講習に参加できない企業、団体等に対して、不当要求対応要領等研修会の積極的な開催を促し、暴力団との関係遮断を側面的に支援する。

4 その他

各種広報啓発活動、講習及び支援活動等を通じて賛助会員の拡大に努め、公益目的事業の充実に努める。

令和3年度 責任者講習等行事計画一覧表(予定)

責任者講習

番号	月	日	曜	責任者講習	開催場所	電話	予約
1	5	10	月	いの町	県立高知青少年の家	088-891-5331	○
2		17	月	室戸市	室戸市保健福祉センター「やすらぎ」	0887-22-3100	○
3		20	木	高知市	県立ふくし交流プラザ	088-844-9234	○
4	6	8	火	土佐清水市	土佐清水市立中央公民館	0880-82-0472	○
5		15	火	佐川町	佐川町総合文化センター	0889-22-1110	○
6				香南市	県立青少年センター	0887-56-0621	
7	7	12	月	土佐町	土佐町農村環境改善センター	0887-82-0903	○
8		15	木	宿毛市	宿毛市総合社会福祉センター	0880-65-7665	○
9	8	17	火	安芸市()	安芸市総合社会福祉センター	0887-35-2915	○
10		19	木	四万十町	窪川四万十会館	0880-22-4777	○
11				高知市()			
12	9	7	火	四万十市	四万十市立文化センター	0880-35-4887	○
13				高知市()			
14	10			香南市	県立青少年センター	0887-56-0621	
15				高知市()			
16	11	15	月	須崎市()	須崎市立市民文化会館	0889-43-2911	○
17		18	木	四万十市()	四万十市立文化センター	0880-35-4887	○
18	12			いの町	県立高知青少年の家	088-891-5331	
19				高知市			
20	1			高知市			

()は、民暴弁護士講演依頼講習会(40分程度)

民暴研究会

番号	月	日	曜	民暴研究会	開催場所	電話	予約
1	5			第1回			×
2	7	13	火	第2回	県警本部 講堂	4553	済み
3	9	14	火	第3回			×
4	11	9	火	第4回			×
5	1	11	火	第5回	県警本部 講堂	4553	済み
6	3	8	火	第6回	県警本部 講堂	4553	済み

出張特別相談

番号	月	日	曜	出張特別相談	開催場所	電話	予約
1	7	26	月	室戸市()	市保健福祉センター「やすらぎ」	0887-22-3100	○
2	11	10	水	宿毛市()	市総合社会福祉センター	0880-65-7665	○

()は、民暴弁護士

令和3年度 収支予算書

公益財団法人暴力追放高知県民センター

資金調達の見込み書

○ 基本財産運用益	14,325,000円
○ 高知市補助金	800,000円
○ 寄付金（賛助会費）	2,325,000円
○ 寄付金	2,600,000円
・(株)慶尚	600,000円
・(株)玉井	100,000円
・高知県遊技業協同組合	100,000円
・その他	100,000円
・警察義会	1,000,000円
・警察職員互助会	700,000円
○ 特定寄付金（大会費）	340,000円
○ 責任者講習委託料	1,112,000円
○ 暴力団排除運動（みかじめ料等縁切り同盟） 支援事業委託料	3,100,000円
合計	24,602,000円

収支予算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

公益財団法人暴力追放高知県民センター

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	14,325,000	14,325,000	0
基本財産受取利息	14,325,000	14,325,000	0
委託料収入	4,212,000	4,115,000	97,000
県委託料収入	1,112,000	1,170,000	△ 58,000
暴力団排除運動支援事業受取補助金等	3,100,000	2,945,000	155,000
受取補助金	800,000	800,000	0
受取補助金	800,000	800,000	0
受取寄付金等	2,940,000	3,140,000	△ 200,000
受取特定寄付金	2,600,000	2,800,000	△ 200,000
受取寄附金	340,000	340,000	0
受取会費等	2,325,000	2,320,000	5,000
受取賛助会費	2,325,000	2,320,000	5,000
経常収益計	24,602,000	24,700,000	△ 98,000
(2) 経常費用			
事業費	20,293,000	20,097,000	196,000
役員料	3,850,000	3,850,000	0
法定福利費	5,728,000	5,461,000	267,000
賃借料	1,483,000	1,435,000	48,000
賃借料	1,206,000	1,366,000	△ 160,000
賃借料	50,000	50,000	0
賃借料	100,000	100,000	0
旅費	370,000	330,000	40,000
旅費	1,260,000	894,000	366,000
保険料	90,000	90,000	0
諸謝金	997,000	997,000	0
通信搬送費	947,000	1,101,000	△ 154,000
雑費	108,000	109,000	△ 1,000
燃料費	77,000	96,000	△ 19,000
修繕費	93,000	57,000	36,000
消耗品費	234,000	234,000	0
什器備品減価償却費	701,000	705,000	△ 4,000
什器備品減価償却費	160,000	312,000	△ 152,000
什器備品減価償却費	126,000	126,000	0
租税公課	33,000	33,000	0
印刷製本費	1,686,000	1,757,000	△ 71,000
広報費	452,000	452,000	0
支調査研究費	480,000	480,000	0
支調査研究費	62,000	62,000	0
管理費	5,947,000	6,218,000	△ 271,000
役員料	962,000	962,000	0
法定福利費	2,395,000	2,500,000	△ 105,000
賃借料	538,000	545,000	△ 7,000
賃借料	706,000	812,000	△ 106,000
旅費	25,000	25,000	0
旅費	279,000	232,000	47,000
保険料	58,000	58,000	0
通信搬送費	123,000	125,000	△ 2,000
雑費	220,000	220,000	0
燃料費	6,000	7,000	△ 1,000
修繕費	6,000	6,000	0
消耗品費	99,000	99,000	0
什器備品減価償却費	150,000	150,000	0
什器備品減価償却費	40,000	150,000	△ 110,000
什器備品減価償却費	31,000	31,000	0
租税公課	8,000	8,000	0
委託経費	178,000	165,000	13,000
諸経費	27,000	27,000	0
支払利息	40,000	40,000	0
支払利息	56,000	56,000	0
経常費用計	26,240,000	26,315,000	△ 75,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,638,000	△ 1,615,000	△ 23,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,638,000	△ 1,615,000	△ 23,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,638,000	△ 1,615,000	△ 23,000
一般正味財産期首残高	11,000,000	10,000,000	1,000,000
一般正味財産期末残高	9,362,000	8,385,000	977,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	637,157,434	637,157,434	0
指定正味財産期末残高	637,157,434	637,157,434	0
III 正味財産期末残高	646,519,434	645,542,434	977,000

借入限度額 10,000,000円

債務負担額 10,000,000円

※一般正味財産期首残高はR.2年度末(R.3年度期首)の見込額

収支予算書内訳表

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

公益財団法人暴力追放高知県民センター

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計					法人会計	内部取引消去	合 計
	公 1	公 2	公 3	共通費	小計			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	7,162,500	7,162,500	7,162,500	0	14,325,000
基本財産受取利息	0	0	0	7,162,500	7,162,500	7,162,500	0	14,325,000
委託料収入	0	3,100,000	1,112,000	0	4,212,000	0	0	4,212,000
県委託料収入	0	0	1,112,000	0	1,112,000	0	0	1,112,000
暴力団排除運動支援事業受取補助金等	0	3,100,000	0	0	3,100,000	0	0	3,100,000
受取補助金	0	0	0	800,000	800,000	0	0	800,000
高知市補助金	0	0	0	800,000	800,000	0	0	800,000
受取寄付金等	0	340,000	0	2,600,000	2,940,000	0	0	2,940,000
受取定額寄付金	0	0	0	2,600,000	2,600,000	0	0	2,600,000
受取定額寄附金	0	340,000	0	0	340,000	0	0	340,000
受取費助金	0	0	0	2,325,000	2,325,000	0	0	2,325,000
受取費助金	0	0	0	2,325,000	2,325,000	0	0	2,325,000
経常収益計	0	3,440,000	1,112,000	12,887,500	17,439,500	7,162,500	0	24,602,000
(2) 経常費用								
役員報酬	5,680,000	11,421,000	3,192,000	0	20,293,000	0	0	20,293,000
役員料	1,155,000	1,925,000	770,000	0	3,850,000	0	0	3,850,000
法定福利費	1,624,000	3,496,000	608,000	0	5,728,000	0	0	5,728,000
借入金利息	390,000	872,000	221,000	0	1,483,000	0	0	1,483,000
見舞金	332,000	723,000	151,000	0	1,206,000	0	0	1,206,000
貸付金	50,000	0	0	0	50,000	0	0	50,000
会議費	109,000	0	0	0	109,000	0	0	109,000
旅費	6,000	164,000	200,000	0	370,000	0	0	370,000
保険料	729,000	457,000	74,000	0	1,260,000	0	0	1,260,000
諸謝金	25,000	54,000	11,000	0	90,000	0	0	90,000
通信費	640,000	237,000	120,000	0	997,000	0	0	997,000
雑費	204,000	493,000	250,000	0	947,000	0	0	947,000
燃費	87,000	21,000	0	0	108,000	0	0	108,000
修繕費	15,000	55,000	7,000	0	77,000	0	0	77,000
光熱費	26,000	55,000	12,000	0	93,000	0	0	93,000
消耗品費	65,000	140,000	29,000	0	234,000	0	0	234,000
什器備品減価償却費	144,000	412,000	145,000	0	701,000	0	0	701,000
什器備品減価償却費	44,000	96,000	20,000	0	160,000	0	0	160,000
租税公課	35,000	75,000	16,000	0	126,000	0	0	126,000
印刷費	9,000	20,000	4,000	0	33,000	0	0	33,000
広報費	0	1,132,000	554,000	0	1,686,000	0	0	1,686,000
調査費	0	452,000	0	0	452,000	0	0	452,000
管理費	0	480,000	0	0	480,000	0	0	480,000
役員報酬	0	62,000	0	0	62,000	0	0	62,000
役員料	0	0	0	0	0	5,947,000	0	5,947,000
法定福利費	0	0	0	0	0	962,000	0	962,000
借入金利息	0	0	0	0	0	2,395,000	0	2,395,000
見舞金	0	0	0	0	0	538,000	0	538,000
貸付金	0	0	0	0	0	706,000	0	706,000
会議費	0	0	0	0	0	25,000	0	25,000
旅費	0	0	0	0	0	279,000	0	279,000
保険料	0	0	0	0	0	58,000	0	58,000
通信費	0	0	0	0	0	123,000	0	123,000
雑費	0	0	0	0	0	220,000	0	220,000
燃費	0	0	0	0	0	6,000	0	6,000
修繕費	0	0	0	0	0	6,000	0	6,000
光熱費	0	0	0	0	0	99,000	0	99,000
消耗品費	0	0	0	0	0	150,000	0	150,000
什器備品減価償却費	0	0	0	0	0	40,000	0	40,000
什器備品減価償却費	0	0	0	0	0	31,000	0	31,000
租税公課	0	0	0	0	0	8,000	0	8,000
委託費	0	0	0	0	0	178,000	0	178,000
諸費	0	0	0	0	0	27,000	0	27,000
支費	0	0	0	0	0	40,000	0	40,000
支利息	0	0	0	0	0	56,000	0	56,000
経常費用計	5,680,000	11,421,000	3,192,000	0	20,293,000	5,947,000	0	26,240,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,680,000	△ 7,981,000	△ 2,080,000	12,887,500	△ 2,853,500	1,215,500	0	△ 1,638,000
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,680,000	△ 7,981,000	△ 2,080,000	12,887,500	△ 2,853,500	1,215,500	0	△ 1,638,000
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 5,680,000	△ 7,981,000	△ 2,080,000	12,887,500	△ 2,853,500	1,215,500	0	△ 1,638,000
当期一般正味財産増減額	△ 5,680,000	△ 7,981,000	△ 2,080,000	12,887,500	△ 2,853,500	1,215,500	0	△ 1,638,000
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	11,000,000
一般正味財産期末残高	△ 5,680,000	△ 7,981,000	△ 2,080,000	12,887,500	△ 2,853,500	1,215,500	0	9,362,000
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	637,157,434
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	637,157,434
III 正味財産期末残高	△ 5,680,000	△ 7,981,000	△ 2,080,000	12,887,500	△ 2,853,500	1,215,500	0	646,519,434

借入限度額 10,000,000円

債務負担額 10,000,000円

※一般正味財産期首残高はR.2年度末(R.3年度期首)の見込額

収支予算書(収支)

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

公益財団法人暴力追放高知県民センター

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	14,325,000	14,325,000	0
基本財産利息収入	14,325,000	14,325,000	0
委託料収入	4,212,000	4,115,000	97,000
県委託料収入	1,112,000	1,170,000	△ 58,000
暴力団排除運動支援事業補助金等収入	3,100,000	2,945,000	155,000
補助金等収入	800,000	800,000	0
補助金収入	800,000	800,000	0
高知市補助金収入	800,000	800,000	0
受取寄付金等収入	2,940,000	3,140,000	△ 200,000
寄付金収入	2,600,000	2,800,000	△ 200,000
特定寄付金収入	340,000	340,000	0
受取会費等収入	2,325,000	2,320,000	5,000
賛助会費収入	2,325,000	2,320,000	5,000
事業活動収入計	24,602,000	24,700,000	△ 98,000
2. 事業活動支出			
事業費支出	20,167,000	19,971,000	196,000
役員報酬	3,850,000	3,850,000	0
給料手当	5,728,000	5,461,000	267,000
法定福利費	1,483,000	1,435,000	48,000
賃借料	1,206,000	1,366,000	△ 160,000
見舞金	50,000	50,000	0
貸付金	100,000	100,000	0
会議費	370,000	330,000	40,000
旅費交通費	1,260,000	894,000	366,000
保険料	90,000	90,000	0
諸謝金	997,000	997,000	0
通信運搬費	947,000	1,101,000	△ 154,000
雑費	108,000	109,000	△ 1,000
燃料費	77,000	96,000	△ 19,000
修繕費	93,000	57,000	36,000
光熱費	234,000	234,000	0
消耗品	701,000	705,000	△ 4,000
什器備品	160,000	312,000	△ 152,000
租税公課	33,000	33,000	0
印刷製本費	1,686,000	1,757,000	△ 71,000
広告費	452,000	452,000	0
支調査研費	480,000	480,000	0
調査研究費	62,000	62,000	0
管理費	5,916,000	6,187,000	△ 271,000
役員報酬	962,000	962,000	0
給料手当	2,395,000	2,500,000	△ 105,000
法定福利費	538,000	545,000	△ 7,000
会議費	25,000	25,000	0
旅費交通費	279,000	232,000	47,000
通信運搬費	123,000	125,000	△ 2,000
什器備品	40,000	150,000	△ 110,000
消耗品	150,000	150,000	0
修繕費	6,000	6,000	0
燃料費	6,000	7,000	△ 1,000
光熱水費	99,000	99,000	0
賃借料	706,000	812,000	△ 106,000
保険料	58,000	58,000	0
委託料	178,000	165,000	13,000
諸経費	27,000	27,000	0
租税公課	8,000	8,000	0
支払利息	56,000	56,000	0
雑費	220,000	220,000	0
慶弔費	40,000	40,000	0
事業活動支出計	26,083,000	26,158,000	△ 75,000
事業活動収支差額	△ 1,481,000	△ 1,458,000	△ 23,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
車両運搬具購入	200,000	200,000	0
什器備品購入	100,000	100,000	0
固定資産取得	300,000	0	300,000
什器備品購入	300,000	0	300,000
投資活動支出計	600,000	300,000	300,000
投資活動収支差額	△ 600,000	△ 300,000	△ 300,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 2,081,000	△ 1,758,000	△ 323,000
前期繰越収支差額	1,000,000	500,000	500,000
次期繰越収支差額	△ 1,081,000	△ 1,258,000	177,000

借入限度額 10,000,000円

債務負担額 10,000,000円

※前期繰越収支差額はR.2年度末(R.3年度期首)の見込額

報告事項2 センター職員就業規程の一部改正について

平成23年2月23日施行の「公益財団法人暴力追放高知県民センター職員就業規程」の一部を次のように改正することにつき、令和3年3月10日開催の令和2年度第2回定時理事会において決議があったもの。

【改正の要点】

- 1 第2条（職員の任用等）に第4項を設け「誓約書の提出」規定を追加し、様式第2号を改めるとともに、第4条（サービスの宣誓）を削除した。
- 2 第3条（試用期間）に第3項を設け「試用期間の通算」規定を追加した。
- 3 第8条（履歴事項異動届）の履歴事項から「本籍」を削除した。
- 4 第9条（勤務時間）を第8条に改め、条文の書きぶり及び項目を修正するとともに、1週間当たりの勤務時間「40時間」を「38時間45分」に改め、「1日当たりの勤務時間7時間45分」を追加した。
- 5 第11条（休日）及び第12条（勤務を要しない日）を第10条（週休日及びその振替）及び第11条（休日及び代休日の指定）に改め、条文の書きぶりを修正した。
- 6 第14条（有給休暇）を第13条に改め、第1項を削除した。
- 7 第16条（特別休暇）を第15条に改め、各号立て説明を表記説明に変更するとともに、休暇条件項目の加除・修正を行った。
- 8 第17条（年次休暇）を第16条に改め、休暇の取得単位を修正するとともに、繰り越し規定を追加した。
- 9 第19条（遅刻及び早退）を削除した。
- 10 第22条（休職期間）を第20条に改め、条文の書きぶりを修正するとともに、休職期間中における給与の取扱規定を追加した。
- 11 第25条（退職事由等）を第23条に改め、条文の書きぶりを修正するとともに、退職事由の項目を追加した。
- 12 第32条（懲戒）を第30条に改め、条文の書きぶりを修正するとともに、「免職」を「解雇」とし、懲戒処分の内容に「解雇」を追加した。
- 13 第37条（伝染病の届出）を第34条（感染症の届出）に改め、根拠法律を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改めた。
- 14 その他、条の順及び用語・書きぶりの整理・修正並びに別表及び様式の改正を行った。

【改正（案）】

別添資料1のとおり。

報告事項3 センター職員給与規程の一部改正について

平成4年4月20日施行の「公益財団法人暴力追放高知県民センターセンター職員給与規程」の一部を次のように改正することにつき、令和3年3月10日開催の令和2年度第2回定時理事会において決議があったもの。

【改正の要点】

- 1 第1条（趣旨）について、書きぶりを修正した。
- 2 第4条（給与の支給日）について、日曜日と土曜日の曜日順を修正した。
- 3 第5条（給料）について、書きぶりを修正した。
- 4 第10条（時間外勤務手当）について、書きぶりの修正及び休日勤務手当額を追加記載するとともに、新たに第2項を設け、第11条（時間外勤務手当の支給）の規定を移動した。
- 5 第12条（勤務1時間当りの給与額の算出）を第11条に改め、用語、書きぶりの修正及び休日勤務手当額を追加記載した。
- 6 第15条（休職者の給与）を第14条に改め、書きぶりを号立てから項目立てとするとともに、「休職事由ごとの給与支給内容」をより具体的に明記した。
- 7 その他、条の順及び用語等についての整理・修正を図った。

【改正（案）】

別添資料2（新旧対照表）のとおり。

報告事項4 センター非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正について

令和2年10月21日施行の「公益財団法人暴力追放高知県民センター非常勤職員の任用等に関する規程」の一部を次のように改正することにつき、令和3年3月10日開催の令和2年度第2回定時理事会において決議があったもの。

【改正の要点】

- 1 第1条（目的）に第2項を追加した。
- 2 第7条（勤務時間等）に第2項「休憩時間」を追加した。
- 3 第8条（勤務を要しない日）を（週休日及び休日等）と改め、センター職員就業規程を準用する旨の記載とした。
- 4 第9条（時間外勤務）について、用語及び書きぶりを修正した。
- 5 第10条（有給休暇）第1項について、（1）年次有給休暇を「年次休暇」と改め第13条に、（2）病気休暇を第11条に、（3）特別休暇を第12条として、それぞれ個別の条立てに修正するとともに、特別休暇種別「職員の結婚」を追加したほか、用語及び書きぶりを修正した。
- 6 第10条（有給休暇）第2項「有給休暇取得単位」を「年次休暇取得単位」と改め第13条（年次休暇）第3項に移動し、（2）「年次有給休暇の換算規定」は削除した。
- 7 第10条（有給休暇）第3項「休暇取得手続」を個別に第14条に規定した。
- 8 新たに「無給の休暇」規定を第15条として追加した。
- 9 その他、条の順及び用語等についての整理・修正を図った。

【改正（案）】

別添資料3のとおり。

報告事項5 センター暴力団排除活動支援金支給規程の一部改正について

平成23年2月23日施行の「公益財団法人暴力追放高知県民センター暴力団排除活動支援金支給規程」の一部を次のように改正することにつき、令和3年3月10日開催の令和2年度第2回定時理事会において決議があったもの。

【改正の要点】

- 1 第6条（申請書の作成）を（申請手続）とし、これまで、支援金の支給要否決定の手続について、センターの認知に基づき審査副責任者（事務局長）が申請書を作成していたものを、暴力団排除組織等からの申請によるものと改めた。
- 2 第7条（支援の決定）を（支援決定手続）とし、申請受理後において暴力団排除活動支援金支給対象事案審査報告書により、申請内容の確認及び支給の可否に対する審査を行うことと改めた。
- 3 第8条（支給方法）について、支援金を支給したときにおける手続を、暴力団排除活動支援金支給台帳の作成とともに申請書及び口座振込明細書等の写し又は領収書等を保管して、支給の経過を明らかにすることと改めた。
- 4 その他、改正内容に伴い、用語の整理及び各様式（第1号から第3号）の見直し等を行った。

【改正（案）】

別添資料4のとおり。